

1・4 国際会計基準(IFRS)

当協会は、IFRS 勉強会（2010年5月に設置）において、国際会計基準審議会（IASB）が公表している会計基準のうち、国内に取り込まれた場合に海運業界への影響が大きいものを取り上げ、既存の会計実務に対する影響の検討を行うとともに、内外の関係者と協調しつつ、関係方面への意見反映や国内関係者への情報提供に努めてきた。

わが国の会計基準に関しては、企業会計基準委員会（ASBJ）が、同会内部に設置されている「リース専門委員会」の議論および関係業界を対象に行われた非公式のヒアリングを踏まえ、2019年3月25日に公表した「今後の計画」にて「リースに関する会計基準」について国内基準の見直しに係る検討に着手するとの方針を示した（詳細は『船協海運年報2018』「1・3 国際会計基準（IFRS）」参照）。その後、同専門委員会は、現行基準で資産・負債が認識されているファイナンス・リースのみならず、全てのリースについての資産・負債を認識する方向で検討を進めている。

1・4・1 リース会計基準の見直し

1. ASBJにおける検討状況と当協会の対応

ASBJ は、定期用船契約（T/C：Time Charter Contract）を含むサービス契約も論点の一つとして検討を進めることとし、この一環として、2019年6月10日に「リース会計専門委員会」の会合を開催、当協会を対象に参考人聴取を実施した。当協会はIFRS勉強会を中心に対応し、以下考え方を柱として、海上運送の特徴および用船契約の種類と特徴について説明した。

＜リース会計基準におけるT/Cの取扱いに関する当協会の考え方＞

T/Cは船舶の貸借ではなく、船主（貸手）が船舶管理（船員手配、船舶修繕、船体保険の付保）された船舶を用いて、顧客に対して輸送サービスを提供しているものであり、リースではない。

当該意見聴取は今後の議論に向けて専門委員のT/Cへの理解を深めることが目的のため、専門委員から当協会の「考え方」に対する強い賛否が提示されることはなかったが、ASBJによる本プロジェクトの目的はわが国の基準とIFRSとの整合性を確保することにありIFRSと異なる基準を設けることには慎重な検討を要するといった意見が複数の委員より出された。

その後、ASBJは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う中断を挟みつつ審議を重ねる一方、2022年5月、海事局（外航課）に対し、T/Cの取り扱いについて意見照会を行った。外航課はASBJへの返答にあたり、当協会の意見について改めて確認を求めてきたため、6月1日に外航課とIFRS勉強会メンバーによる打合せを行い、T/Cに関する当協会の考え方は以前から変わらないことを説明するとともに、仮に、新リース会計基準においてT/Cがリースと解釈された場合に考えられる善後策について意見交換した。

2. 新リース会計基準草案の公表

ASBJ は、2023 年 5 月 2 日、新リース会計基準の案を公表、T/C については以下抜粋のとおり記載された。

Ⅲ. 会計処理

1. リースの識別

(1) リースの識別の判断

BC26.

審議の過程では、自動車のリース、我が国における事務所等の不動産賃貸借契約、賃貸用住宅事業のためのサブリース契約及び定期傭船契約について、サービス性が強いためにリースとして取り扱うことを懸念するとの意見が聞かれた。

これらの契約について、サービス提供の要素が含まれることは否定されるものではないと考えられる。また、我が国における事務所等の不動産賃貸借契約について、IFRS 第 16 号の想定とは異なり、借手が無条件の支払義務を負わないこともあるとの意見が聞かれた。

しかしながら、いずれの契約においてもサービスの要素を区分した後に、賃借人が特定の資産の使用から生じる経済的利益のほとんどすべてを享受する権利を有し、かつ、当該資産の使用方法を指図する権利を有している部分が含まれる場合がある、すなわちリースの定義を満たす部分が含まれる場合がある。契約にリースの定義を満たす部分が含まれる場合に、当該部分についてリースの会計処理を行わないことは国際的な会計基準における取扱いと乖離することになる。

したがって、審議の結果、これらの契約について、本会計基準で IFRS 第 16 号と異なる取扱いとする定めは設けないこととした。

なお、定期傭船契約については、IFRS 第 16 号に設例があるが、IFRS 第 16 号の基準の本文では、資産の使用方法及び使用目的は資産の性質及び契約の条件に応じて、契約によって異なる可能性が高いとのみ定められているのに対し、当該設例が資産の使用方法及び使用目的を特定しており、設例における判断が、基準が求めている判断であると誤解される可能性があることから、当該設例は取り入れないこととした。

新リース会計基準案は、8 月 4 日を期限に、パブリックコメントに諮られた。

上記下線のとおり、T/C についてはリースと解釈しうる旨の内容とされたため、IFRS 勉強会は、外航課と対応を検討している。